延岡市飲料水供給施設等整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、未給水地域における生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため、飲料水供給施設等の整備に要する費用について、延岡市飲料水供給施設等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　未給水地域　上水道の供給区域（５年以内に供給可能となる地域を含　む。）外であって、上水道の整備が困難又は整備までに相当の期間を要すると市長が認める地域をいう。

⑵　飲料水供給施設等　生活飲料水を供給する施設、設備及び器具並びにこれらを維持管理する上で必要な管理道路等の附帯設備をいう。

　（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、未給水地域における飲料水供給施設等の新設、増設、改修又は修繕その他市長が認めるものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者は、未給水地域に存する２戸以上で組織する飲料水供給施設等を管理する団体（以下「管理団体」という。）とする。ただし、未給水地域に存する住家間の距離や地形などの理由により２戸以上で管理団体を組織することが困難なときは、１戸で組織する場合も管理団体とみなす。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象事業に要する経費の３分の２（別表に掲げる災害原因により補助対象事業を実施した場合は10分の９）以内の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　管理団体は、補助金の交付の申請をしようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第１号）に次に掲げる書類を添えて補助対象事業の完了日までに市長に提出しなければならない。

　⑴　事業計画書

　⑵　収支予算書

⑶　工事設計書類（見積書、位置図、付近見取り図、配水管網図、施設構造物図等）

⑷　管理団体を組織する戸に属する世帯の世帯主名簿及び当該世帯主の市税完納証明書、若しくはこれに代わるもの

⑸　管理団体の規約

（代理受領）

第７条　管理団体は、補助対象工事を行った施工業者に補助金の受領を委任する方法（以下「代理受領」という。）により補助金の交付を受けることができる。ただし、管理団体が補助対象工事に要する費用のうち、自己の負担に係る金額を超える額を、該当施工業者に対して支払っている場合には、代理受領によることが出来ないものとする。

２　管理団体は、代理受領による補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書に代理受領に関する委任状（様式第１号）を添えて市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の請求があった時は、速やかにその内容を精査し、適当と認めたときは、代理受領に関する委任状により受取人として指定され者に補助金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第８条　管理団体は、規則第７条の規定に基づく申請の取下げを行う場合は、補助金の交付の決定を受けた日から30日以内に行うものとする。

（実績報告）

第９条　管理団体は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了後２０日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の３月３１日のいずれかの早い日までに、補助事業実績報告書（規則[様式第５号](javascript:void(0);)）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　⑴　収支計算書

⑵　補助対象事業に係る工事等の契約書の写し

⑶　補助対象事業に係る工事等の完了届

⑷　補助対象事業に係る工事等の過程及び完了後を撮影した写真

　⑸　補助対象事業に係る領収書その他の支出を証する書類

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助対象事業の状況確認）

第１０条　市長は、補助対象事業の実施に関し、その過程及び完了後に検査をすることができる。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２３年６月３日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

【改正履歴】

附　則

この要綱は、平成２４年１２月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年２月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和６年１２月１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 災害原因 | 災害原因に該当する基準 |
| ⑴　洪水 | ア　警戒水位以上の出水  イ　警戒水位の定めがない場合は、河岸高の５割程度以上の出水 |
| ⑵　降雨 | ア　最大24時間雨量80㎜以上  イ　アの基準未満でも時間雨量等が特に大  　　（時間雨量20ｍｍ以上） |
| ⑶　暴風 | 最大風速（10分間平均）15ｍ以上 |
| ⑷　高潮、波浪又は津波 | 被災の程度が甚大なもの |
| ⑸　地震、落雷、竜巻等 |